

# 上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱

令和5年4月1日施行

## 1. 要綱の目的

葬祭場等の建築等に際し、事業者が近隣関係者への事前説明及び周辺環境に配慮するために必要な事項の遵守を指導することにより、紛争を未然に防止し、良好な生活環境を維持すること。

## 2. 対象とする葬祭場等

- (1) 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設（宗教施設、ホテル等を除く。）  
⇒葬儀場、セレモニーホール等
- (2) 遺体の保管、保存、修復等の作業を行う施設（病院その他の医療施設を除く。）  
⇒エンバーミング施設等

## 3. 対象とする行為

規模に関わらず、以下の行為と定めています。

- (1) 葬祭場等の新築、増築、改築
- (2) 既存建築物の他の用途から葬祭場等への用途変更

## 4. 近隣関係者への説明範囲と対象者

上記2、3に該当する場合、当該事業者の方に対し、以下の「近隣関係者」の方々に計画を事前説明するよう定めています。

葬祭場等の敷地境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲における

- (1) 土地を所有する者
- (2) 建築物の全部又は一部を占有又は所有する者
- (3) 自治会、町内会その他の団体

## 5. 遵守事項

事業者の方に対し、葬祭場等の計画及び設置後の運営にあたり、以下の遵守事項を定めています。

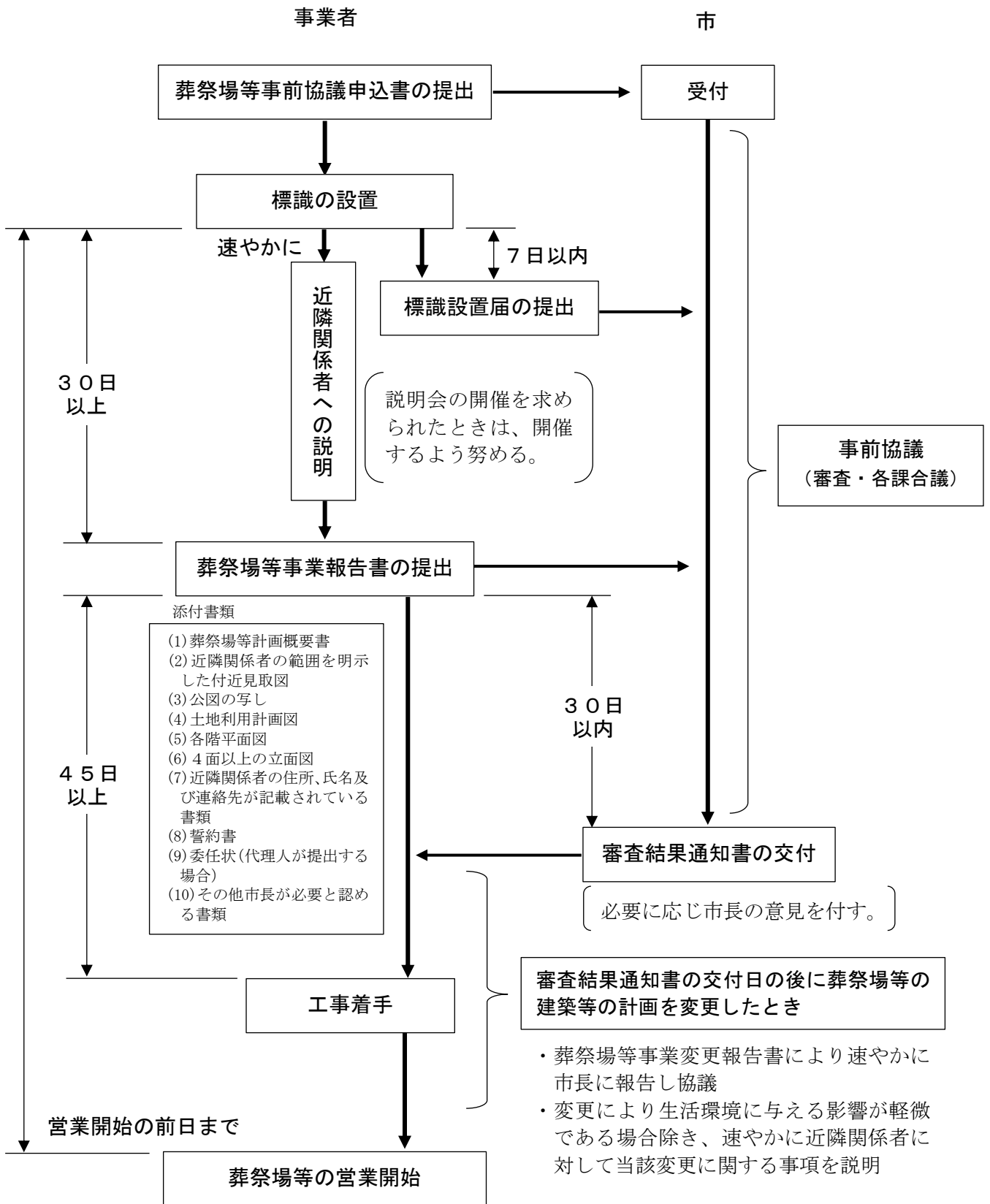
《計画に関すること》

- (1) 敷地が幅員6メートル以上の通り抜けることができる道路に6メートル以上接すること。
- (2) 外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が1メートル以上であること。
- (3) 近隣関係者からの眺望に配慮した看板の面積及び配置、開口部の位置、遮蔽物の設置等を計画すること。
- (4) 霊きゅう車、マイクロバス等の送迎を目的とする車両が停留するための場所を敷地内に設けること。
- (5) 不足しない程度の葬儀関係者及び会葬者の利用に供する駐車場を敷地内又は敷地に近接した場所に設けること。
- (6) 廃棄物保管場所を敷地内に設けること。
- (7) 生活環境に配慮するための緑化を敷地内に施すこと。
- (8) 遺体安置所、霊安室その他の遺体を保管するための部屋を設ける場合にあつては、当該部屋を屋外に面して開口部のある部屋としない等の措置により近隣関係者に対して配慮すること。

《運営に関すること》

- (9) 周辺の道路状況により交通渋滞を来すおそれがある場合にあつては、会葬者に対し自動車による来場を自粛するように呼びかけるとともに、交通整理員等の適正な配置その他の交通渋滞及び交通事故の防止に資する措置を講ずること。
- (10) 葬儀等に伴う騒音又は焼香等の臭気が近隣関係者の生活環境に支障を及ぼさないよう防音対策及び防臭対策を講ずること。
- (11) 血液その他の体液が付着した布その他の廃棄物、洗浄水等について適切な処理を行うこと。
- (12) 近隣関係者から管理運営に関し苦情があつたときは、当該近隣関係者と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。

上尾市葬祭場等の建築等に関する指導要綱 手続きの流れ



上尾市都市整備部建築安全課

電話 048-775-8490 (直通) FAX 048-775-9906 メール s358000@city.ageo.lg.jp